

【参考基準値及び測定値】

	法令基準値※ ²	現火葬場の測定値	炉メーカー実績値 (自治体 A)	炉メーカー実績値 (自治体 B)
ばいじん量 (g/m ³ N) ※ ³	0.04	0.084	0.0018	0.007
硫黄酸化物 (ppm) ※ ⁴	948	21	5	5
窒素酸化物 (ppm) ※ ⁵	250	95	23	45
塩化水素 (ppm) ※ ⁶	430	8.9	2 未満	5 未満
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N) ※ ⁷	1.0	1.2	0.0000009	0.0095

※² 火葬場における環境基準に対する法令規制は存在せず、「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」においてダイオキシン類濃度の指針値が示されるのみとなっております。上記の表は、ダイオキシン類に加え、その他比較されることの多い廃棄物焼却炉の法令規制値を示したものです。

※³ 大気汚染防止法（廃棄物焼却炉 4,000kg/以上）

※⁴ 群馬県の生活環境を保全する条例（廃棄物焼却炉その他の地域 K 値 17.5）→計画されている設備の場合、ppm 換算すると約 948ppm

※⁵ 大気汚染防止法（廃棄物焼却炉（連続炉 4t 以上）

※⁶ 大気汚染防止法（廃棄物焼却炉 700mg/m³N）

※⁷ 火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針（新設炉の指針値）

